



資料 4

第8次保健医療計画の改定素案について

令和5年11月10日（金）
健康医療局保健医療部がん・疾病対策課

第8次保健医療計画素案について

ア 保健医療計画とは

- 保健医療計画とは、医療法第30条の4 第1項の規定により策定を行う法定計画であり、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするために策定される。

イ がん対策推進計画との関連性について

- 保健医療計画は、県が策定した関連する計画と整合性を諮詢することとされており、がん対策推進計画と関連する内容を計画上に記載するため、本審議会にて素案を諮詢することとしている。

第8次保健医療計画素案について

目次

第1部 総論

 第1章 基本的事項

 略

第2部 各論

 第1章 事業別の医療体制の整備・充実

 第2章 疾病別の医療連携体制の構築

第1節 がん

 第2節 脳卒中

 第3節 心筋梗塞等の心血管疾患

 第4節 糖尿病

 第5節 精神疾患

 略

第3部 地域医療構想

第4部 計画の推進

第5部 別冊



第1節 がん について記載

第8次保健医療計画素案について

ウ 改定の概要

(ア) 改定の趣旨

医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の実情に即した効率的で質の高い保健医療提供体制を整備するため、第8次の計画として改定する。

(イ) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

第8次保健医療計画素案について

エ 保健医療計画第2部第1節 「がん」に係る部分の改定方針

(ア) 計画本文の見直し

- ・ 第4期がん対策推進基本計画の内容に合わせ、全体的に記載を修正
→ 前回のがん対策推進審議会（2023.9.1）で説明

(イ) データの時点更新

(ウ) 総論を新たに追加

→県保健医療計画協議会でいただいた意見を受けて一部修正

(エ) 指標及びロジックモデルの項目が新たに追加

→ 県がん対推進計画に掲載する暫定版の指標及びロジックモデルを掲載する。

第8次保健医療計画素案について

第2章 疾病別の医療連携体制の構築

総論

第1節 がん

1 現状・課題

(1) がんの未病改善

ア がんの1次予防

イ がんの2次予防（がん検診）

(2) 患者目線に立ったがん医療の提供

ア がん医療提供体制

イ がん治療

ウ がんのリハビリテーション

エ 緩和ケア

オ 妊孕性（にんようせい）温存療法

カ 小児・A Y A世代のがん対策

キ 希少がん及び難治性がん対策

(3) それぞれの立場で進めるがんとの共生

ア 相談支援

イ 情報発信

ウ 地域連携による支援

エ 就労支援

オ アピアランスケア

カ ライフステージに応じた支援

キ がん教育

2 施策の方向性

(1) がんの未病改善

ア がんの1次予防

イ がんの2次予防（がん検診）

(2) 患者目線に立ったがん医療の提供

ア がん医療提供体制

イ がん治療

ウ がんのリハビリテーション

エ 緩和ケア

オ 妊孕性（にんようせい）温存療法

カ 小児・A Y A世代のがん対策

キ 希少がん及び難治性がん対策

(3) それぞれの立場で進めるがんとの共生

ア 相談支援

イ 情報発信

ウ 地域連携による支援

エ 就労支援

オ アピアランスケア

カ ライフステージに応じた支援

キ がん教育

以上です。